

○飯塚市若年者健康診査実施要綱

平成29年1月6日  
飯塚市告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、健康増進法(平成14年法律第103号)の基本理念に基づき、若年者健康診査(以下「若年者健診」という。)を実施することにより、若い世代が自らの健康状態を自覚し、生活習慣病の予防を図り、もって市民の健康の保持及び向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 若年者健診の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記載されている者
- (2) 若年者健診を受診する日の属する年度において19歳以上40歳未満の年齢に達する者
- (3) 若年者健診の受診機会のない者(職場等で受診する健康診査が若年者健診の健診内容を満たしていない者を含む。)

(実施方法)

第3条 若年者健診は、市長があらかじめ定める日時及び場所において、集団健診により実施する。

2 市長は、若年者健診を実施するに当たり、集団検診を適切に実施することができる健診機関等に委託するものとする。

(受診回数)

第4条 若年者健診の受診回数は、同一年度内において、同一人につき1回とする。

(健診項目)

第5条 若年者健診の項目は、別表に定めるとおりとする。

(費用の負担)

第6条 若年者健診を受診する者(以下「受診者」という。)は、若年者健診に要した費用の一部(以下「負担金」という。)を健診機関等に支払わなければならない。

2 前項の負担金の額は1回につき700円とする。

3 前2項の負担金については、受診者が、市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する非課税世帯証明書を健診機関等に提出すること(ただし、転入等により市が発行する非課税世帯証明書が提出できない場合は、転入前の市町村が発

行する証明書類を健診機関等に提出すること)、又は生活保護受給者である場合にあっては医療カードを健診機関等に提示することにより免除するものとする。

(健診結果の通知)

第6条 市長は、若年者健診を実施した健診機関等を通じて、受診者に対し健診結果を通知し、及び説明するものとする。

(実施報告)

第7条 健診機関等は、若年者健診に関する記録を文書及び電磁媒体により作成し、市に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(飯塚市若年者健康診査実施要領の廃止)

2 飯塚市若年者健康診査実施要領は、廃止する。

別表

項	目
問診	
理学的検査(視診・打聴診)	
身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)	
血圧測定、尿検査(蛋白・糖・潜血)	
脂質検査(中性脂肪・HDL・LDLコレステロール)	
貧血検査(赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット)	
肝機能検査(GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP)	
代謝検査(血糖・HbA1c・尿酸)	
腎機能検査(クレアチニン)	